

彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、リサイクル製品の認定及び普及の促進に関し必要な事項を定めることにより、グリーン購入の推進と廃棄物等の発生抑制、再生利用の促進並びにリサイクル産業の育成を図り、本県の廃棄物最終処分量（率）の削減と循環型社会の形成に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 廃 棄 物 等 循環型社会形成推進基本法第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。
- (2) 循 環 資 源 循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定する循環資源をいう。
- (3) リサイクル製品 埼玉県内で発生する循環資源を利用した製品であつて、埼玉県グリーン調達推進方針の特定調達物品に該当する製品又は循環型社会の形成に資すると認められる製品をいう。
- (4) 従 来 製 品 循環資源を原材料に利用していない既存の製品をいう。
- (5) 認 定 事 業 者 第3条の認定を受けた者をいう。

第2章 認 定 等

(認 定)

第3条 埼玉県知事（以下「知事」という。）は、第1条に規定する目的の達成に資するものと認められ、かつ次の各号に掲げる認定の要件（以下「認定要件」という。）に適合すると認められる製品を「彩の国リサイクル製品」（以下「認定製品」という。）として認定することができる。

- (1) 従来製品の代わりに使用できること。
- (2) 県内で安定的に販売されていること。
- (3) 埼玉県内で発生する循環資源を原材料に使用していること又は埼玉県が関与する廃棄物リサイクル拠点である「彩の国資源循環工場」で製造されていること。
- (4) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造されていること。
- (5) 原材料調達、製造、販売、廃棄等において各種法令が遵守されていること。
- (6) 別表第1に掲げる認定基準を満たしていること。

2 知事は、前項の要件に加えて下記の要件のいずれにも適合するものを認定製品のうち「彩の国特選リサイクル製品」として認定することができる。

- (1) 認定製品の単価が同等の性能を有する従来製品の単価と比較して同額以下のもの又は同一の仕様（規格）及び性能を有する製品等の単価と比較して同額以下のもの。
- (2) 埼玉県内の直営工場で製造されたもの又は埼玉県内に本店若しくは本社を置く会社の直営工場（県外の直営工場でも可）により製造されたもの。

(申請等)

第4条 前条の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、彩の国リサイクル製品認定申請書（第1号様式）に必要書類を添付し、別に定める募集期間内に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該製品を業として製造する製造事業者又は製造、販売に係る形態等を勘案し実質的な製造事業者と認められる者が行わなければならない。

3 募集期間や募集品目等の詳細については、県が別に募集案内を定め、公表する。

4 申請者が、当該申請の全部又は一部を取り下げようとするときは、彩の国リサイクル製品認定申請取下げ書（第2号様式）を提出しなければならない。

（申請者の欠格事由）

第5条 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する場合は、申請者になることはできない。

（審査及び認定手続き）

第6条 知事は、第4条第1項の申請があったときは、第3条に規定する認定要件への適合状況等に関して必要な審査を行わなければならない。

2 知事は、第13条の規定に基づいて設置する彩の国リサイクル製品認定審査会（以下、「審査会」という。）の意見を聴いた上で、前項の審査を行うものとする。

3 知事は、審査に必要な場合は、申請者に対して追加資料の提出及び追加試験の実施を指示することができる。ただし、この場合の費用は申請者の負担とする。

4 知事は、第3条に基づく認定に当たり、特に必要があるものと認められるときは、認定の条件を付すことができる。

5 知事は、第3条に基づく認定をしたときは、申請者に対し彩の国リサイクル製品認定証（第3号様式）を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

（有効期間）

第7条 認定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、再度認定を受けることを妨げない。

2 認定事業者が再度認定を受けるときは、有効期間が満了する年度の募集期間中に、彩の国リサイクル製品認定申請書（第1号様式）により、知事に認定の更新を申請しなければならない。

3 前条の規定は、前項の認定の更新について準用する。

4 第1項ただし書きにより再度認定を受けたときは、当該認定日の前日をもって従前の有効期間が満了したものとみなす。

（変更申請）

第8条 認定事業者は、別表第2に掲げる変更が生じたときは、速やかに彩の国リサイクル製品認定変更申請書（第4号様式）により、その旨を知事へ申請し、審査を受けなければならない。

ただし、別表第3に掲げる軽微な変更が生じたときは、事由発生日から30日以内に彩の国リサイクル製品認定変更届出書（第5号様式）により、その旨を知事へ届け出ることとする。

2 第1項の審査は第4条から第6条までの規定を準用する。

3 第1項の変更認定を受けたときの有効期間は、従前の有効期間の残存期間とする。

（認定の辞退の届出）

第9条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、彩の国リサイクル製品認定辞退届出書（第6号様式）により遅滞なく認定の辞退を知事へ届け出なければならない。

（1）認定製品が認定要件に適合しないこととなるとき。

（2）認定事業者が第6条第4項の認定の条件を履行できなくなったとき。

(3) 認定事業者が認定製品の製造を廃止するとき。

2 前項の規定のほか、認定事業者は特別の事情がある場合は、彩の国リサイクル製品認定辞退届出書（第6号様式）により、認定の辞退を届け出ることができる。

(認定の取消し)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消することができる。

(1) 認定製品が認定要件に適合しなくなったとき。

(2) 認定事業者が不正な手段により認定を受けたとき。

(3) 認定事業者が第5条の申請者の欠格事由に該当したとき。

(4) 認定事業者が正当な理由なく第6条第4項の認定の条件を履行しなかったとき。

(5) 認定事業者が第8条第1項及び前条第1項の規定に違反したとき。

(6) 認定事業者が第14条第1項の規定による報告をしなかったとき並びに、正当な理由なく職員による立ち会い、調査、質問等に応じなかったとき。

(7) その他知事が特に必要と認めるとき。

(8) 前条の規定により、認定の辞退の届出があったとき。

2 知事は、前項の認定の取消しを行うときは、必要に応じ審査会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の認定の取消しを行ったときは、彩の国リサイクル製品認定取消し通知書（第7号様式）により定事業者に通知するとともに、認定事業者の同意を得た上で、速やかに公表するものとする。

4 認定事業者は、前項の通知があったときは、速やかに認定証を返還しなければならない。

5 第1項第1号から第7号までの規定により認定を取り消された者は、当該取消しのあった日から起算して5年を経過した後でなければ、第4条第1項の申請を行うことができない。

6 第1項の規定による認定の取消により損失が生じた場合は、当該認定を取り消された者がその責めを負うものとする。

第3章 県及び認定事業者の責務

(県の責務)

第11条 県は、物品等の購入において目的を満足し得る認定製品があるときは、当該製品を積極的に使用するよう努めるものとする。

2 県は、市町村に対し、認定製品の積極的な使用に配慮するよう協力を求めるものとする。

3 県は、認定製品の使用と普及拡大を図るため、県民及び事業者、関係機関等に対し、認定製品に関する情報提供に努めるものとする。

(認定事業者の責務)

第12条 認定事業者は、認定製品の品質、安全性等を維持するため品質管理計画を作成し、その計画に基づき認定要件への適合状況を定期的に確認しなければならない。

2 認定製品の流通、販売過程において、消費者等との間で認定製品の品質、安全性等に関する問題が発生したときは、直ちに県に報告するとともに認定事業者が自らの責任においてその処理を行わなければならない。

3 認定事業者は、各年度の4月30日までに、前年度の認定製品の販売実績を彩の国リサイクル製品販売実績報告書（第8号様式）により知事へ報告しなければならない。

第4章 審査会

(設置)

第13条 知事は、第6条第2項、第8条第1項及び第10条第2項の規定による意見を聴取するため、審査会を設置する。

2 前項の規定による審査会の構成・運営については別に定める。

第5章 報告の徴収等

(報告の徴収等)

第14条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、認定事業者若しくは認定事業者に対して循環資源を供給する者（以下「認定事業者等」という。）から認定製品の製造等の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は認定事業者等の同意を得た上で、その職員に、認定事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、認定製品の製造等の状況に関し、設備、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第6章 雑則

(表示)

第15条 認定事業者は、認定製品に別に定める認定マーク及び認定を受けた旨の表示又はそのいずれかを付することができるが、「景品表示法」に定める不当表示とならないよう配慮すること。

2 何人も、認定製品以外の製品に認定マーク若しくは認定を受けた旨の表示又はこれと誤認する表示を付してはならない。

(庶務)

第16条 この要綱に関する事務は、埼玉県環境部資源循環推進課において処理する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年11月17日から施行する。

別表第1（第3条関係） 認定基準

区 分		認定基準
1 安全性	(1) 特別管理廃棄物	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和24年法律第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物並びに同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原則として原材料に使用していないもの。</p> <p>※例外：特別管理一般（産業）廃棄物を原材料とする場合でも、原材料の無害化に特段の配慮がなされ、製造される製品が安全であることが認められる場合は認定することができる。</p>
	(2) 有害物質	<p>ア) 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境基準（溶出量）に適合すること。</p> <p>イ) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項（含有量）の規定による基準に適合していること。</p>
	(3) ダイオキシン類	<p>ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定によるダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準に基づいて実施する測定の結果が250 pg-TEQ/g未満であること。</p>
	(4) 石綿	<p>ア) 原材料に廃石綿等及び石綿含有廃棄物を含まないこと。</p> <p>イ) 製品が石綿含有廃棄物に該当しないこと。</p>
2 品質		<p>ア) 埼玉県グリーン調達推進方針の特定調達品目の判断の基準等に適合していること。</p> <p>イ) 埼玉県土木工事共通仕様書の各項目に適合すること又は埼玉県建築・電気設備・機械設備工事特別共通仕様書第1章1節で適用する標準仕様書各章に規定する材料に適合すること。</p> <p>ウ) ア、イに該当しない場合は以下の基準を満たしていること。 <u>又は同等以上の品質を有すること。※</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本産業規格（JIS） ・日本農林規格（JAS） ・エコマーク認定基準 ・上記以外の公的機関等が定める基準又は類似製品の基準
3 循環資源の利用割合		<p>ア) 埼玉県グリーン調達推進方針の特定調達品目の判断の基準に循環資源の利用割合が示されている場合はその基準を満たしていること。</p> <p>イ) アに該当しない場合は原則として公的機関等が定める他の基準又は類似製品の基準によるものとする。</p>

備考 原則として、埼玉県グリーン調達推進方針の特定調達品目に該当する製品であること。

上記に該当しない場合、事前に埼玉県環境部資源循環推進課に相談すること。

(※) JIS、JAS、エコマーク等の規格適合の認証・認定を取得していない場合にあつては、その取得に努めること。

別表第2 (第8条第1項関係) 変更申請事項

項目	変更の内容 (申請事項)
1 規格	認定製品の規格を変更し、又は追加しようとするとき。 (ただし、試験等を必要としない軽微な変更の場合は届出とする。)
2 製造事業所	認定製品の製造事業所を移転し、又は追加しようとするとき。
3 原料	循環資源の使用割合の変更や原料を追加、又は変更しようとするとき。
4 その他	認定製品の安全性、品質に影響があると認められる変更をしようとするとき。

備考 規格の変更とは、認定製品の使用目的、規格寸法の大幅な変更の他、認定基準に対する適合性を各種書類や現地確認、試験結果等により確認する必要がある場合をいう。

認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めない。

別表第3 (第8条第1項関係) 変更届出事項

項目	変更の内容 (届出事項)
1 認定事業者	認定事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつてはその代表者の氏名を変更するとき。
2 製品名	認定製品の製品名を変更するとき。
3 規格	認定製品の規格を変更 (試験等を必要としない軽微な変更に限る) するとき。
4 製造事業所	(1) 認定製品の製造事業所の名称を変更するとき。 (2) 住居表示の変更等により、認定製品の製造事業所の所在地の表示が変更されるとき。
5 原料	認定製品の一部の原料の利用を止めるとき。 (安全性、品質に影響が無いと認められる場合)
6 利用割合	認定製品の原料となる循環資源の利用割合を、認定基準に適合する範囲で変更するとき。(安全性、品質に影響が無いと認められる場合)

備考 認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めない。

9 原材料	循環資源の名称	
	主な発生場所	
	利用割合	
	その他の原材料	
10 その他特記事項		
11 販売に係る問い合わせ先		販売者 電話番号
12 製造事業場		所在地 名称
13 許可、免許等の取得状況		
14 生活環境保全上の措置		

【記入要領】

- 1 原則として一つの製品毎に申請書を作成してください。
なお、同一規格で寸法違い等の場合は、「製品の仕様」、「製品の価格」欄にその旨ご記入頂き、別紙として仕様・単価の一覧表を添付頂ければまとめて申請頂いても結構です。
- 2 「1 品目名」欄は、募集案内に該当する品目名をご記入ください。
- 3 「4 製品の仕様」欄は、製品の規格、寸法、重量等をご記入ください。
- 4 「5 製品の特徴」欄は、製品のセールスポイント等をご記入ください。
- 5 「6 製品の価格」欄は、単価の公表の希望を選択し、公表したい場合は税抜き価格でご記入ください。なお、特選認定品として申請する場合は必ずご記入ください。
- 6 「7 製品の公的規格…」欄には、既に取得している公的規格（JIS等）の名称、認証番号や、その他の基準等に対する適合状況について記入してください。
- 7 「8 埼玉県産品…」欄は、埼玉県産品への該当について選択してください。
なお、埼玉県産品とは「埼玉県内の直営工場で製造されたか、埼玉県内に本店を置く会社の直営工場（県外の直営工場でも可）により製造されたもの。」をいいます。
- 8 「9 原材料」欄に複数の原材料を記入する場合は箇条書きにし、発生場所や利用割合についても同様にご記入ください。（別紙として頂いても結構です）
「主な発生場所」欄は、地域や市町村名をご記入ください。
循環資源以外の原材料を使用する場合は、「その他の原材料」欄にご記入ください。
- 9 「13 許可、免許等の…」欄には、申請者が当該製品の生産及び販売に必要な免許・許可等の名称、許可番号等を全てご記入ください。
- 10 「14 生活環境保全上…」欄には、製品を製造する事業場において、生活環境の保全のために講じている措置について具体的にご記入ください。
- 12 この様式に記入できない場合は「別紙参照」とし、資料を添付してください。
- 13 用紙の大きさは日本産業規格A4縦とするか、同サイズに折り畳んでください。

【添付書類】

- 1 申請者の概要がわかる書類（会社の定款（写）、会社案内パンフレット等）
- 2 リサイクル製品の用途、仕様、特徴等が確認できる書類や図面、写真
- 3 リサイクル製品の公的機関での試験結果又は公的規格等に適合していることを示す書類（証明書の写し等）
- 4 リサイクル製品の原材料の種類、性状及び循環資源の利用割合を示す書類
- 5 リサイクル製品の製造、販売事業を適正に行うために必要な免許、許可等の取得を証明する書類の写し
- 6 過去3年間のリサイクル製品の販売実績を示す書類
- 7 リサイクル製品の製造、販売事業を適正に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有することを示す書類（過去3年間）
- 8 リサイクル製品の製造工程を示す書類と製造工場の設備配置図
- 9 リサイクル製品に対する苦情処理の体制を示す書類
- 10 リサイクル製品の品質管理体制を示す書類
- 11 申請者が彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱第5条の欠格事由に該当しない旨の誓約書
- 12 その他申請書に記載した事項を証明する書類

第2号様式（第4条関係）

彩の国リサイクル製品認定申請取下げ書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱第4条第4項の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

申 請 年 月 日	年 月 日
申 請 製 品 名	
取 下 げ の 理 由	

備考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

第3号様式（第6条関係）

認定番号 第 号

彩の国リサイクル製品認定証

住所

氏名

彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱第6条第5項の規定により、認定を受けた製品であることを証する。

埼玉県知事 印

認定年月日	年 月 日
認定の有効期限	年 3月 31日 まで
品 目 名	
認定製品名	
製造事業場の名称	
製造事業場の所在地	

第4号様式（第8条関係）

彩の国リサイクル製品認定変更申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

認定年月日	年 月 日	
認定番号	第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

備考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

第5号様式（第8条関係）

彩の国リサイクル製品認定変更届出書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり届け出します。

認 定 年 月 日	年 月 日	
認 定 番 号	第 号	
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日	

備考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

彩の国リサイクル製品認定辞退届出書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

認 定 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	第 号
認 定 辞 退 の 区 分	<input type="checkbox"/> 認定要件の不適合 <input type="checkbox"/> 認定条件を履行不可 <input type="checkbox"/> 認定製品の製造廃止 <input type="checkbox"/> その他特別の事情
製 造 廃 止 年 月 日	年 月 日
辞 退 の 理 由	

備考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 2 「認定辞退の区分」欄には、該当する区分の□に「レ」を記してください。
- 3 「辞退の理由」欄には、「認定辞退の区分」欄の該当項目にかかわらず、理由を記載してください。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

第7号様式（第10条関係）

彩の国リサイクル製品認定取消し通知書

年 月 日

認定事業者 様

埼玉県知事

彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱第10条第3項の規定により、次のとおり認定取消しについて通知します。

認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
認定取消しの理由	彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱第10条第1項第号に該当したため。

注意事項

- 1 彩の国リサイクル製品認定の取消しについては、認定事業者の同意を得た上で、公表するものとします。
- 2 認定事業者は、この通知を受領したときは、速やかに認定証を返還してください。
- 3 彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱第10条第1項第1号から第7号までの規定により認定を取り消された者は、当該取消し通知日から起算して5年を経過した後でなければ、第4条第1項の申請を行うことができません。
- 4 認定の取消しにより損失が生じた場合は、当該認定を取り消された者がその責めを負うこととなります。

彩の国リサイクル製品販売実績報告書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱第12条第3項の規定により、
年 月 日から 年 月 日までの販売実績を報告します。

製 品 名	
認 定 番 号	第 号
販 売 実 績 等	(販売数量)
	(販売額)
	(製造数量)
	(在庫数量)

県の発注により使用された販売数量、額を把握していればご記入願います。	(販売数量)	(販売額)
------------------------------------	--------	-------

備考

- 1 複数の認定製品がある場合は別葉で報告してください。数量単位を記入してください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。